

2018 年度 養親希望者向け研修資料

2019 年 3 月

社会福祉法人 日本国際社会事業団



公益財団法人 日本財団

2018 年度「社会福祉を基盤とする養子縁組相談援助事業委託事業」

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

目次

I. 地域における子育て支援サービス（児童福祉論）	2
II. 養護原理.....	5
III. 養子縁組制度の基礎（養育論）	7
IV. 子どもの身体と事故防止（小児医学）	12

1. 地域における子育て支援サービス（児童福祉論）

1. 都道府県と市区町村

社会的養護を管轄しているのは都道府県です。子どもの福祉に関わるのは、主に都道府県の所管課（「子ども福祉課」など）と児童相談所です。

人々が暮らす市区町村は「地域」と呼ばれます。都道府県では専門的な相談・支援を行い、市区町村は住民に身近な相談・支援を行います。

都道府県には「保健所」が設置されています。保健所では、低出生体重児（未熟児）のフォローなど専門的サービスを行い、地域の「保健センター」では、予防接種、乳幼児健診など一般的なサービスを行います。

「子ども家庭福祉」の分野では、児童相談所は虐待や保護などに関する専門的相談を受け、市区町村は子育てなどに関する一般的な相談を受ける体制になっています。

2. 地域の社会資源

社会資源とは、ニーズを充足するために用いられる有形無形の資源の総称です。社会的な制度、機関、施設、人、情報などが含まれ、公的なものだけでなく、友人・知人、近隣の人、ボランティアなども含まれます。

地域における子育て相談の窓口には、役所内の所管課（「子ども支援課」、「家庭福祉課」など）、福祉事務所、子ども家庭支援センターなどがあります。福祉事務所内に家庭児童相談室を置いている市区町村もあります。また、保健センターで相談することもできます。

各地域には、民生委員・児童委員、主任児童委員がいて、不安や困りごとなどについて相談を受けたり、必要な支援を受けられるように関係機関などとの調整を行います。

市区町村には「要保護児童対策地域協議会」（子どもを見守る地域ネットワーク）が設置され、関係者が集まって協議し、必要な対策を取れるようになっています。

3. 地域の子育て支援サービス

地域の子ども・子育て支援の充実を図り、安心して子どもを育てることのできる環境を整えるために、次のサービスが実施されています。

- 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き取り、子育てに関する情報やアドバイスを提供し、親子の心身の状況や養育環境を把握します。支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげることで、乳児家庭の孤立を防ぎます。

- 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼなどから、子育ての不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、子育て経験者や保健師などが家庭訪問し、育児・家事の援助または具体的な養育に関する助言を提供します。

- 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するために、子どもと保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

- 子育て短期支援事業

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

保護者が病気・疲労など身体上・精神上・環境上の理由から、一時的に子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設などの施設で養育・保護を行うサービス(原則として7日以内)

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に子どもの養育が困難となった場合など、緊急の場合に児童養護施設などの施設で子どもを預かるサービス

- ファミリーサポートセンター

児童預かりの援助を希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動について連絡、調整を行います。

■ 相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後または学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応

3. 養親と地域の子育て支援

子育て期間中はさまざまな課題や葛藤があり、悩みを抱えがちです。困ったときは、子育て支援サービスを活用しましょう。心や体が疲れたときも、相談にのってくれます。無理をせず、地域の社会資源・サービスを活用することも子育ての一部です。

II. 養護原理

1. 要保護児童とは

要保護児童とは、さまざまな事情により、生んでくれた親のもとで生活することができないために、公的な保護を必要とする子どもをいいます。

定義	「要保護児童」 ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童 (児童福祉法第6条の2第8項) ②保護者のない児童(現に監督保護している者がいない児童) (児童福祉法第6条の2第8項)
具体的な対象者の例	① 被虐待児童・非行児童など ・保護者が虐待している児童 ・保護者の著しい無理解または無関心のため放任されている児童 ・保護者の労働又は疾病などのため必要な監護を受けることのできない児童 ・知的障害又は肢体不自由等の児童で保護者のもとにあっては、十分な監護が行われないため、専門の児童福祉施設に入所して保護、訓練・治療したほうがよいと認められる児童 ・不良行為(犯罪行為含む)をなし、またはなす恐れのある児童 ②孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童など (厚労省児童家庭局:「改訂児童福祉法の解説」1991年参照)

養護問題の発生理由は、親の死亡、親が行方不明(置き去り)、遺棄、疾病、養育拒否、虐待などです。戦後まもなくは、戦争により親を失った孤児などが多かったのですが、今日では親の死亡を理由とするケースは非常に少なく、多くは虐待(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待等)が理由となっています。

2. 要保護児童の特徴

要保護児童は0歳から18歳未満までの子どもを含みます。多くは乳児院や児童養護施設で生活を送っています。

養子縁組で迎える子どもは、次から次への養育者が変わることによって愛着形成が切断される経験をもつ子や、虐待やネグレクトなどのトラウマの経験がある子も少なくありません。また、身体的な障害やメンタルヘルス、FAS(胎児性アルコール症候群)などの問題をもつ子どもや、国際養子縁組の場合は、文化・人種・民族などのアイデンティティ上の問題に直面する子どももいます。

親や家族、大事な持ち物や友達、自分の慣れ親しんだ環境(学校など)から離れて、里親や施設で生活を送り、施設でも担当や友人と別れることもあります。要保護児童は分離や喪失体験を繰り返しており、安定したかかわりを提供することが求められます。

3. 子どもを家庭に迎え入れる

子どもを家庭に迎え入れることで、夫婦や家族の間には変化があります。子どもの年齢や個性によってちがいますが、子ども中心の生活となるでしょう。また、家族の会話も増えるでしょう。

一緒に住むようになってから、子どもは自分を迎え入れてくれるかどうか、緊張しながら親の様子をみています。安心できるようになってから、「試し行動」といって、親をわざと困らせるような行動をしたり、言葉を発したりします。親にとってはどのように受け止めてあげればいいのか、迷ったり困ったりする時期にもなります。

そういった場合はひとりで抱え込まずに、養子縁組団体の担当者、児童相談所、養子縁組をした親同士などに相談することが大切です。

III. 養子縁組制度の基礎（養育論）

1. 養子縁組制度とは

養子縁組制度は、養子縁組によって新しい親子関係を築くことが望ましい子どものための制度です。日本には普通養子縁組と特別養子縁組があります。もともと日本には普通養子制度しか存在していませんでしたが、1987年、民法改正によって特別養子制度が導入され、翌年に施行されました。同時に厚生労働省によって「養子縁組斡旋事業の指導について」という通知が提出され、あっせん事業者は都道府県や政令指定都市に、第二種社会福祉事業の業務開始の届けを提出することが義務付けられました。

養子縁組は、行政機関である児童相談所により里親制度の中で実施されるケースと、民間の養子縁組団体によって実施されるケースがあります。2016年に「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立し、養子縁組あっせん事業を行う場合、これまでは届出により事業の実施が可能でしたが、本法律の施行に伴い、都道府県知事(指定都市にあつては指定都市市長、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市市長を含む。)の許可が必要となりました。

2. 里親制度と養子制度

養子縁組と里親制度は、保護を必要としている子どもに家庭での養育を提供するための制度ですが、制度は別のものです。

「里親制度」は、児童福祉法のもと、育てられない親の代わりに一時的に家庭内で子どもを預かって養育する制度で、里親と子どもに法的な親子関係はなく、実親が親権を持っています。里親には、里親手当てや養育費が自治体から支給されます。子どもはある期間養育され、可能な場合には元の家庭(実家庭)へ帰ります。

「養子縁組」は民法に基づいて法的な親子関係を成立させる制度であり、養親が子の親権を持つこととなります。養子縁組が成立した家庭には、自治体などからの金銭的な支援はありません。

3. 社会的養護

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

社会的養護の体系として、「施設養護」と「家庭養護」(里親・ファミリーホーム)の2つに大きく分けられます。現在、4万5千人の子ども(0歳から18歳)が社会的養護のもとにいます。

4. 児童相談所

児童相談所は、児童福祉法にもとづいて設置され、18歳未満の子供に関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々からの相談をうけています。児童相談所は、子供の健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

都道府県(指定都市を含む)に設置義務が課されており(法第12条、第59条の4、地方自治法第156条別表5)、平成18年4月からは、中核市程度の人口規模(30万人以上)を有する市を念頭に、政令で指定する市(児童相談所設置市)も、児童相談所を設置することができることとされています。現在、全国には210か所(平成30年6月1日現在)あります。

主な業務内容は以下の通りです。

助言	相談内容に応じて必要な助言などを行います。他の専門機関での医療、援助、訓練などを受けることが必要な場合には紹介します。
継続的な相談	相談の内容によっては、継続的に一定期間、専門職員による援助を行います。援助の方法は、遊びを通じた治療プログラムやカウンセリングなどを個別または、グループで行います。
一時保護	緊急に保護を必要とする場合や、生活指導を行いながら子供の行動を観察する必要がある場合に一時保護をします。
養育家庭	いろいろな事情により家庭で生活することができない子供を家庭に迎え、家族の一員として一緒に生活し、養育するための制度です。

5. 施設養護

施設養護とは、児童福祉施設における養育をいいます。

主に以下の施設があります。

乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、母子生活支援施設

これらの施設への入所退所は児童相談所(母子生活支援施設は福祉事務所)が措置を行います。

<乳児院>

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。乳児院の在所期間は、半数が短期で、1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%となっています。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となります。

児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っています。乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っています。

<児童養護施設>

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持ちます。児童養護施設では、虐待を受けた子どもは53.4%、何らかの障害を持つ子どもが23.4%と増えていて、専門的なケアの必要性が増しています。また、入所児童の平均在籍期間は4.6年ですが、10年以上の在籍期間の児童が10.9%となっています。(平成23年10月/家庭福祉課調べ)

社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化(小規模グループケア)やグループホーム化などを推進しています。

6. 家庭養護

家庭養護とは、子どもの養育者の家庭に迎え入れて行う養育をいいます。家庭養護には以下のものがあります。

- ・ 里親(養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親)
- ・ ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)

里親やファミリーホームには、児童相談所が措置決定および措置解除を行います。

養子縁組は、児童相談所を通して手続きをすすめる場合と、児童相談所を通さずに手続きをすすめる場合(養子あっせん機関による場合)があります。

7. 特別養子縁組と普通養子縁組

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度です。養親になることを望む夫婦の請求により、家庭裁判所の審判を受けることで成立します。

「普通養子縁組」とは、戸籍上は養子と実親との関係が残り、二重の親子関係になる縁組です。戸籍上は、養親(ようしん)との関係は「養子」と記載されます。

項目	普通養子縁組	特別養子縁組
成立	養親と養子の親権者と契約 ※未成年者で直系卑属でない場合は家庭裁判所に申立て縁組の許可をもらわなければならない	家庭裁判所に申立て審判を受けなければならない
親子関係	実親、養親ともに存在	実親との関係消滅
戸籍の記載	養子・養女	長男・長女

養親の離縁	認められる	原則できない
養子の年齢	制限なし	6歳未満
相続権	実親・養親の両方の相続権がある	実親の相続権は消滅

8. 特別養子縁組の申立

家庭裁判所に養子縁組を申立てる場合

- ISSJ のソーシャルワーカーが申立てに必要な書類を作成します。経過報告書を作成し、適応状況も説明します。
- 養親候補者の出生証明、婚姻証明などは、必要に応じて翻訳します。
- 管轄の家庭裁判所には、養親となる者と養子となる者の出身国の養子縁組法を提出します。
- 養親候補者の出身国が、実親との親族関係が終了する「断絶型」の養子縁組を認めていれば、子どもの年齢が 6 歳以上であっても、「断絶型」の審判が下りる場合があります。
- 子どもが日本人の場合は、市区町村役場に養子縁組届を提出すると、実親との親族関係が終了し、養親との親族関係が成立します。
- 養親がどちらも外国人の場合は、「断絶型」の審判書と共に養子縁組届を提出すると、養子が戸籍の筆頭者となる単独戸籍が編製されます。

外国の裁判所に養子縁組を申立てる場合

- 養親候補者が、管轄の裁判所に養子縁組を申立てます。
- 養親候補者の居住国で養子縁組の審判が下りると、日本の在外公館もしくは、ISSJ を通して、子どもの本籍地のある市区町村役場に養子縁組届を提出します。実親との親族関係が終了し、養子の新戸籍が編製されます。

9. 養子縁組に関係する主な法律

- 児童福祉法
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
- 民法 792 条～817 条(普通養子縁組)

IV. 子どもの身体と事故防止（小児医学）

1. 子どもの身体発育

こころの健康同様に、身体の発育や健康、栄養も重要な事柄です。低身長や低体重など発育不良がある子に対しては、特に改善傾向にあるかどうか、家庭養育が開始された以降も経過をみていくことが大切です。

身体の不調の改善は、こころの回復にもつながります。定期的に、身長体重を測定し、発育曲線と照らし合わせることで、成長ホルモンの不足など、早期発見につながる場合もあります。基準値にこだわりすぎる必要はありませんが、小児科医や保健師などに相談しながら、その子なりの成長を見守ることが必要です。

2. 乳幼児健康診査(乳幼児健診)

母子保健法により、国の制度として乳幼児健康診査が次の月齢・年齢において、自治体が乳幼児に対して健診を行なっています。

3～4ヶ月健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診があります。集団健診と、クリニックに委託せられている個別健診があります。市役所などから通知が届き、指定の日時が記載されていますので、受診します。

発育の確認、疾病や障害の早期発見に加えて、保健師などの子育て相談を目的としています。費用は無料です。

3. 予防接種

これまでの生活環境によっては、予防接種を受けられなかった子もいます。子どもは生まれてくる時に母親から受け取った免疫があり、生後数か月で自然に失われていきます。予防接種は、子ども自身が免疫を作る手助けをしてくれます。

予防接種とは、対象者や接種期間が法令により定められている疾病に対するワクチン接種で、対象年齢の子は費用がかかりません。接種忘れがないよう、計画的に接種する必要があります。現行の制度では、実親の承諾が必要とされることもあります。児童相談所などに相談し、対応することができます。また定期予防接種以外に、任意で受けられる予防接種があり、養親の費用負担が生じることもあります。

4. 母子健康手帳

母子健康手帳(母子手帳)は、実母の妊娠初期から子どもが小学校に入学するまでの間の一貫した健康記録です。したがって、健康相談、乳幼児健診、予防接種、ほか子どもが病気で受診するときなどは必ず持参します。子どもの委託の際に、一緒に渡されることがありますが、無い場合は児童相談所や役所などに相談しましょう。日本在住の外国人母子のために、英語やハングル語などが併記された母子健康手帳もあります。

5. 健康管理

子どもの委託前に、出生時の状況、基礎疾患の有無、既往症など、情報提供がされます。子どもは大人に比べて、発熱・下痢・嘔吐など発症が多く、病院を受診する機会も増えます。小児科のかかりつけ医を決めておくといはいいです。夜間や休日診療の確認も必要です。

これまでの生活環境により、特別なケアが必要な子どももいます。手術などは、実親の承諾が必要となることもあるため、担当医とも相談の上進めていくことが必要です。

6. 栄養管理(食育)

生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てるとともに、それを支援する環境づくりをすすめることを「食育」といいます。

食育基本法では、「食」が、子どもたちをはじめ、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするために、何よりも重要であると位置づけ、食育に取り組んでいます。

それぞれのライフステージに応じた具体的な取り組みがあります。子どもの食事方法については、子どもがいた施設職員や保健センターの栄養士などに説明を受けましょう。

<乳児>

- ・ 赤ちゃんの成長や発達は個人差が大きいです。ほかの赤ちゃんとの違いをあまり気にしすぎないようにしましょう。5 か月までは授乳が中心の栄養で育っていきます。離乳とは、母乳または育児用ミルク等の乳汁を飲む栄養から幼児食に移行することです。

- ・ 食べる練習の離乳食は5から6か月が始める目安です。離乳が完了するときは、形ある食物をかみつぶることができるようになり、エネルギーや栄養素の大部分が母乳または育児用ミルク以外の食物からとれるようになった状態をいいます。生後12から18か月頃が目安です。

<幼児>

- ・ 離乳食が完了しても、大人と同じ食事ができるようになるには、もう少し時間がかかります。幼児期は、乳児期に続いて身体的にも精神的にも成長の活発な時期にあります。子どもの発育・発達段階に応じた食事の進め方をしましょう。
- ・ 幼児期は、食べることを含めた「生活リズム」の基礎を作る大切な時期です。“子ども”の生活リズムは、自然にはできません。「早寝、早起き、朝ごはん」を心がけ、大人が子どもと一緒に生活のリズムをつくっていきましょう。

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION